

徳島県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
株式会社Bridge	高知市新屋敷二丁目九番二号	えん訪問看護ステーション徳島	徳島市佐古七番町三一二五	介護予防訪問看護	令和六年十二月二日
有限会社タオカ	三好市池田町マチ二一九七番地の二	介護付有料老人ホームメゾン阿波池田	三好市池田町シマ七二七番地一	介護予防特定施設入居者生活介護	同